

返品規定

(クーリングオフ期間経過後)

1. NHT 会員登録は、クーリングオフ期間が経過した後でも登録解除することができます（中途解約）。但し、この場合の解除はクーリングオフ期間外の解除となり、原則として NHT 会員としての地位から脱却するという効果を有するに留まります（将来に向けての解除）すなわち下記 2. に該当する場合を除き、既に行われた取引（商品の購入契約）が解除されるわけではありません。

2. 但し、次の場合は返品することができます。すなわち、NHT 会員登録から 1 年以内の NHT 会員が、上記 1. により登録の解除を申し出た場合、引き渡しから 1 年を経過していない商品で、その商品が再販売されておらず、且つ未使用であり、その他の法令に定める条件を満たす場合には、商品購入契約を解除して返品ができます。その場合の送料は NHT 会員の負担となります。尚、解約完了後の返品申請は受けられません（但し、登録完了通知受領日から 1 年以内で解約する方の引渡しを受けてから 90 日を経過していない商品については、この限りではありません）。

また、前記解除に基づき、当該商品が返品された場合であっても、違約金として、当該商品の販売価格の 10% に相当する額、または商品が返品されていない場合には、商品の販売価格に相当する額と、これに対する法令利率により延滞損害を加算した額を請求させていただきます。

前項 2. による解除の場合は、当該商品の販売者と NHTJ は連帯として債務を弁済する責任があります。

NHT 会員登録が中途解約されたときは、契約の締結および履行のために通常要する費用の額、引渡し済みの商品の販売価格に相当する額、並びに提供された特定利益その他の金品に相当する額の合算額に法令利率による延滞損害金を加算した額の金額の請求だけを行います。